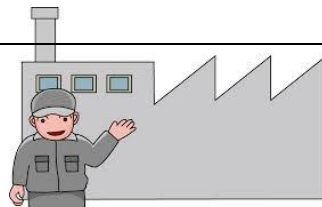


最上町内の中小企業者の皆様へ

令和5年度最上町中小企業運転資金貸付利子補給補助金

最上町では、中小企業者の経営維持安定化を支援するため、事業経営に必要とする運転資金の貸付を利用する事業者に対し、利子補給補助金を交付します。



<input type="checkbox"/> 補助対象者	最上町内に住所及び町内事業所を有する中小企業者 納期到来の町税を完納している者
<input type="checkbox"/> 対象融資資金及び資金用途	山形県商工業振興資金及び小規模事業者等経営改善貸付（マル経）を利用したもの。ただし、 <u>運転資金に限る。</u> （貸付1年超えること。新規貸付分とし、借換は含まない。）
<input type="checkbox"/> 利子補給期間	最初の利子支払月から起算して、2年（24ヶ月）を限度とし、交付は毎年1回とする。利子補給金の計算は毎年度行う。
<input type="checkbox"/> 対象借入金融機関	町内に事業所を有する金融機関（貸金業は除く。） 政府系金融機関
<input type="checkbox"/> 利子補給額	借入金額の年利1パーセント以内で、1事業者の利子補給限度額は、10万円以内（貸付条件どおり指定期日に償還されたものに限る。返済遅延による利子増加分は補給しない。）
<input type="checkbox"/> 補助金申請手続き	貸付けを受けた日から速やかに、最上町中小企業運転資金貸付利子補給補助金交付申請書に、以下の書類を添えて申請する。 （交付申請は毎年度行う必要があります。） ① 融資申込書または、金融機関との契約書の写し ② 信用保証協会からの信用保証書又は保証決定通知書 ③ 借入金の償還表の写し ④ 町税の納税証明書（申請書が法人の場合は会社） ⑤ 個人情報の提供に関する同意書
<input type="checkbox"/> お申込み及びお問合わせ先	最上町商工観光課 産業振興センター 【TEL番号 0233-43-2340】

※ 「最上町中小企業運転資金貸付利子補給補助金交付要綱」に詳細が定められています。

※ 申請期限内であっても、予算がなくなり次第受付を終了することがあります。